No. 189

長野県トラック協会報

2012
8月

nagano TRUCK ASSOCIATION

もくじ

理事会・役員会報告 …… 2

委員会報告

総務委員会・交付金運営委員会 …… 3
税制対策委員会 …… 3
交通・環境対策委員会 …… 4
適正化事業委員会 …… 4
労働委員会 …… 5
広報委員会 …… 5

行政からのお知らせ

国土交通省
今夏における節電対策について …… 6
夏期の多客期におけるテロ対策の徹底 …… 11
運行管理者「一般講習」受講通知の廃止 …… 12

厚生労働省
特定健康診査等の実施に関する再協力依頼 …… 13

自動車事故対策機構
平成２４年度運行管理者一般講習の実施 …… 15

協会からのお知らせ

運行管理者試験受験者事前講習 …… 16
「平成２４年下期交通事故防止緊急特別対策」の実施 …… 17
安全運転講習会の実施 …… 21
ドライブレコーダー機器の助成及び配付方法について …… 24
運行管理者向け「ドライブレコーダー機器の有効活用について」講習会の開催について …… 26
ドライブレコーダー機器に装着するGPS装置の購入希望について …… 27
ドライブレコーダー用ＳＤカードの追加購入希望について …… 28
EMS用機器の対象機種の追加について …… 29
長野県県有林オフセット・クレジット契約締結 …… 29
第１８回長野県トラックドライバー・コンテスト結果 …… 30
プロドライバー通報 …… 35

会員だより …… 36

事務局からのお知らせ …… 37

行政からのお知らせ

国土交通省

今夏における節電対策について

北陸信越運輸局長から、「今夏の政府の節電行動計画」に基づき、節電に取り組むよう要請がありましたので、ご協力をお願いします。

北信交環第　　6号の4
平成２４年　6月２６日

社団法人
長野県トラック協会 会長　殿

北陸信越運輸局長　最勝寺　潔

今夏における節電対策について

平素は、国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府及び電力会社においては、電力不足が懸念される今夏に向け、引き続き供給力の確保に最大限の努力をしているところですが、それでもなお関西電力、九州電力、北海道電力を中心に、電力需給がひっ迫する可能性がある状況にあります。

今夏の電力需給ひっ迫による停電を回避するため「今夏の電力需給対策について（５月１８日　エネルギー・環境会議等決定)」に基づき、今般、別紙のとおり「今夏の政府の節電行動計画」が決定され、独立行政法人及び公益法人については、所管府省から本行動計画も参考にしつつ、その特性に応じた節電に取り組むよう要請することとなりました。

貴法人におかれましては、これまでも省エネルギー対策等で様々な節電努力を進めていただいているところですが、同計画に基づき節電に引き続きご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

（参考添付資料）
＊今夏の政府の節電行動計画

《連絡先》
北陸信越運輸局 交通環境部 環境課　北角・松本
TEL：０２５－２８５－９１５２

今夏の政府の節電行動計画

平成24年6月22日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

1．基本的な方針

政府は、「今夏の電力需給対策について」（平成24年5月18日　電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議決定）において定められた各地域の節電目標に基づき率先して節電対策に取り組む。

2．行動計画

各府省は以下の（1）～（4）の内容を含む節電対策に取り組むこととする。

なお、合同庁舎については、合同庁舎管理官庁が中心となり、入居官庁は協力して節電対策に取り組むこととする。

（1）節電に係る数値目標

全国の需要設備（沖縄を除く）について、定められた期間・時間帯（※1）における使用最大電力の抑制に努める。

また、各電力管内に定められた期間・時間帯（※2）においては、一昨年を基準として、①関西電力管内では▲15%以上、②九州電力管内では▲10%以上、③北海道、四国電力管内では▲７%以上、④中部、北陸、中国電力管内では▲５%以上使用最大電力（※3）を抑制するよう努める。

なお、数値目標の定められていない東京、東北電力管内についても、需給検証委員会で昨年から定着したものとして見込まれている節電分（東京電力管内：一昨年比▲10.2%程度、東北電力管内：一昨年比▲3.4%程度）（※4）を確実なものとするよう、使用最大電力の抑制に努める。

加えて、上記節電に支障の生じない範囲で、早朝(7:00～9:00)や夜(20:00～25:00)の時間帯においても、揚水発電の放水時間を短縮することにより、揚水発電の供給力を増やす観点から、活動に支障を生じない範囲で消費電力を抑制する。

なお、節電により、病院や鉄道等のライフライン機能や国の安全保障上極

めて重要な施設の機能等の維持に支障が出る場合には、機能維持への支障が生じない範囲で自主的な取組を行うこととする。

※１：7月2日～9月28日の平日 9:00～20:00（8月13日～8月15日除く）
※２：北海道電力管内：7月23日～9月7日の平日 9:00～20:00 （8月13日～8月15日除く）
9月10日～9月14日 17:00～20:00
その他電力管内：7月2日～9月7日の平日 9:00～20:00 （8月13日～8月15日除く）
※３：原則、一昨年の同期間・時間帯の１時間単位の使用最大電力（ｋW）の値とする。
※４：需給検証委員会によれば、他電力管内の定着した節電分として、一昨年比で北海道：▲2.8%、中部：▲3.6%、関西：▲3.8%、北陸：▲3.7%、中国：▲2.5%、四国：▲2.7%、九州：▲7.0%程度を見込んでいる。本文で示した数値目標はこれらの定着した節電分を反映せずに一昨年の実績から必要となる需要抑制を定めたもの。

（２）節電に係る具体的取組

①全府省共通取組事項

ピーク期間・時間帯の使用最大電力を抑制するため、全府省に共通する取組として以下を実施する。

ア．空調に係る節電
- 冷房中の室温を原則28度とすることの徹底[1]
- ブラインドの適切な調整
- 節電にも役立つクールビズの徹底、強化（冷涼グッズの活用等）
- 換気風量の適正化
- サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定
- 熱中症の予防や対策の周知

イ．照明に係る節電
- 各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減（例えば、蛍光灯の点灯本数を通常使用時に比して２分の１程度に間引く等）
- 白熱電球の原則使用停止（代替品のない場合を除く）

ウ．ＯＡ機器、その他の機器に係る節電
- 使用していないＯＡ機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減

[1] 室温を29℃に引き上げる場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などを行う。

・パソコンのディスプレーの輝度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
・プリンタ、コピー機、ＦＡＸの稼働台数の削減
・執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の集約化
・電気ポット、コーヒーメーカー等の原則使用停止
・契約更新時又は買換え時における電力消費の少ない機器の採用

エ．共用部分に係る節電
・暖房便座、温水洗浄便座の停止
・冷水器の停止
・自動販売機の消灯要請
・入居売店等への節電の協力要請

オ．電力使用状況の職員への周知
・当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進

②ワークスタイルの変革につながる取組

フロア単位又は施設単位での空調、照明等の削減に向け、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、勤務の弾力化等のワークスタイルの変革につながる以下のような取組の検討を行い、実施可能なものから着手する。

・超過勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）
・課単位又は部局単位による勤務時間の変更
・一斉休暇の取得促進（年次休暇、夏期休暇の取得を強力に推進）
・展示施設、研修施設、講堂等の閉鎖又は開館日・時間の縮小
・春秋への業務シフト

③大規模サーバ等消費電力の大きな機器の扱いの検討

大規模サーバ等消費電力の大きな機器に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

・各サーバの稼働の必要性の再確認、優先度の低いサーバの停止、サービスレベルの見直し
・サーバ室の照明、空調、レイアウトの見直し
・省電力効果が高いサーバ等への更新

④節電に資する設備の設置等に係る検討

中長期の節電にも資する設備の設置等に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

・既存の自家発電設備の活用
・太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入
・常用防災兼用発電、コジェネレーション等の自家発電設備の導入
・ガス冷房、氷蓄熱システム等の電力負荷平準化に資する設備の導入
・建築物の屋上・壁面・ベランダ・外構等における緑化の実施
・二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入
・人感センサー、ＬＥＤ照明等の導入
・ＢＥＭＳ（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入
・簡易ＥＳＣＯ診断、ＥＳＣＯ事業の実施
・詳細な節電効果を把握するための消費電力の測定範囲の細分化

（３）節電の確実な実施のための取組

使用最大電力の削減を確実にするため、各々の府省において節電担当責任者を置き、進捗管理を行うとともに、職員の節電意識の向上を徹底して図る。

（４）独立行政法人、公益法人、地方公共団体への取組の波及

・独立行政法人及び公益法人に対し、本行動計画も参考にしつつ、その特性に応じた節電に取り組むよう要請する。
・地方公共団体に対し、本行動計画を紹介しつつ、同様の取組を奨励する。
・独立行政法人、公益法人、地方公共団体に対し、その特性に応じた有効な節電に関する情報提供を行う等必要な支援に努める。

夏期の多客期におけるテロ対策の徹底

国土交通省から、「夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について」別紙のテロ対策の徹底を図るよう通知がありましたので、適切な対応方お願いします。

国自総第１４１号の２
国自安第４１号の２
国自情第６４号の２
国自旅第２１９号の２
国自貨第４０号の２
平成２４年７月１０日

一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿
社団法人　全国個人タクシー協会会長　殿
公益社団法人　全日本トラック協会会長　殿
一般社団法人　全国レンタカー協会会長　殿
社団法人　日本陸送協会会長　殿
日本有料道路協会会長　殿
高速ツアーバス連絡協議会会長　殿

国土交通省自動車局長

夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について

国土交通省では、これまでも国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところでありますが、夏期の多客期（平成２４年７月２０日～９月２日）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、イベント等への多数の人出が予想されます。

また、昨年５月２日、米国政府によるウサマ・ビン・ラーディンの殺害に伴い、今後とも引き続きテロ対策に万全を期するようにとの総理談話が発表されたところであり、近年では、いわゆるホームグローン・テロリスト※の危険性が指摘されるなど、テロの発生形態は複雑化しています。

つきましては、夏期の多客期に、交通機関及び交通関係施設、人出が予想される施設等を中心に、改めて別紙のテロ対策の徹底を図っていただきますよう貴会傘下会員に対し周知徹底をお願い致します。

※「ホームグローン・テロリスト」とは、非イスラム諸国で生まれ又は育ちながら、何らかの影響で過激化し、自らが居住する国の権益等をねらってテロを敢行するテロリスト。

【トラック】

・ 営業所・車庫内外の巡回
・ 終業後のドアロックの徹底
・ 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
・ 荷送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合には、荷物に触れないよう注意喚起するとともに、荷物の状態に応じ、速やかな引き取り、警察への連絡等適切に対応する。
・ 営業所等で不審な荷物を発見したときは、触れないようにするとともに、荷物の状態に応じ、警察への連絡等適切に対応する。
・ 放射性物質等危険物輸送における安全管理を徹底する。
・ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備

運行管理者「一般講習」受講通知の廃止

長野運輸支局から「運行管理者一般講習」については、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部改正並びに告示の制定に伴い、運輸支局長が行っていた講習受講通知が廃止となり、運送事業者の責任で受講させることなった旨通知がありましたので、ご留意願います。

平成２４年７月１０日

自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局

運行管理者「一般講習」受講通知の廃止について【お知らせ】

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、この度の「旅客自動車運送事業運輸規則」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部改正並びに告示の制定に伴い、運輸支局長が行っていた講習受講通知（特別講習を除く。）が廃止となり、運送事業者の責任で次の事を実施することとなりました。

①「運行管理者一般講習」については、告示で規定する対象運行管理者に対し、国土交通大臣が認定した講習を受講させること。
②「新たに選任した運行管理者」については、選任届出日の属する年度に受講させること。
③「基礎講習の受講履歴のない運行管理者」については、基礎講習を受講させること。
④「すでに選任されている運行管理者」については、最後に講習を受講した年度から数えて２年毎に一般講習を受講させること。ただし、一般講習に代えて基礎講習を受講させることができます。

また、特別講習（死者又は重傷者を生じた事故を惹起した営業所の運行管理者又は行政処分を受けた営業所の運行管理者）を受講させることについては、従来どおり運輸支局長から運送事業者に対しその旨の通知を行いますので、通知にあった運行管理者については、必ず受講させていただくこととなります。

☆ 講習実施機関、講習の種類等については、国土交通省HP等で公表されているので、各事業者において講習実施者へ講習開催日等を確認の上、受講の申込み等を行ってください。

(国土交通省ＨＰ)
http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/dispatcher.html
【参考】平成２４年７月現在の県内講習認定機関
独立行政法人自動車事故対策機構　長野支所　TEL０２６－４８０－０５２１
（ＮＡＳＶＡ　ＨＰ）http://www.nasva.go.jp

厚生労働省

特定健康診査等の実施に関する再協力依頼

厚生労働省から、医療保険者への特定健康診査に関する記録の情報提供について、再協力依頼がありましたので、積極的なご協力をお願いいたします。

基発０５０９第６号
保発０５０９第４号
平成２４年５月９日

（別記）事業者団体及び関係団体の長　殿

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省保険局長

特定健康診査等の実施に関する再協力依頼について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「高齢者医療確保法」という。）第２１条及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成１９年厚生労働省令第１５７号）第２条において、医療保険者は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号。以下「安衛法」という。）その他の法令に基づく健康診断を受診した者については、それらの健康診断を受診した事実を確認した場合は、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとすることとされており、高齢者医療確保法第２７条第３項により、医療保険者から健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は、当該記録の写しを提供しなければならないこととされています。

したがって、安衛法に基づく定期健康診断の実施者である事業者の皆様におかれましては、医療保険者から提供の求めがあった場合には、当該定期健康診断の結果の迅速かつ円滑な提供等医療保険者との緊密な連携・協力による事務処理が必要となります。

このような考え方から、厚生労働省では「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」（平成２０年１月１７日付け基発第0117001号、保発第0117003号）（別添１）を発出し、事業者の皆様に定期健康診断等の結果の医療保険者への情報提供等につき御協力をお願いしたところです。

今般、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査に関する記録の提供の義務について事業者の皆様に御理解頂きたいとの要望が医療保険者にあることを受け、下記の事項について改めて周知しますので、趣旨を御理解の上、積極的に御協力いただくとともに、貴下会員その他関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1．医療保険者への記録の写しの提供と個人情報保護との関係

高齢者医療確保法第２７条第２項及び第３項において、医療保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、安衛法その他の法令に基づき、その事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができ、これにより健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者は厚生労働省令で定めるところにより、その記録の写しを提供しなければならないとされている。

このことから、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第２条に定める項目に係る記録の写しについては、医療保険者からの提供の求めがあった場合に当該記録の写しを提供することは、法令に基づくものであるので、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２３条第１項第１号により第三者である医療保険者への提供は制限されておらず、事業者は当該記録の写しを提供しなければならない（注１）。

（注１） 事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第２条に定める項目に含まれないもの（注２）については、労働者に対して定期健康診断の結果の情報を医療保険者に提供する旨を明示し、同意を得ることが必要となるが、同意については、定期健康診断実施時の受診案内等への記載や健診会場での掲示等黙示によるものが含まれる。

（注２）事業者が保存している加入者に係る健康診断に関する記録のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第２条に定める項目に含まれないものは、業務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査。（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第２条に定める項目については、別添２参照。）

2．事業主の医療保険者への情報提供等による協力について

「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」（平成２０年１月１７日付け基発第 0117001 号、保発第 0117003 号）（別添１）のとおり、

（１）定期健康診断時の服薬歴及び喫煙歴の聴取の実施並びに医療保険者への情報提供

（２）定期健康診断の結果の情報提供等

（３）労働者が特定保健指導を受ける機会の拡充についての配慮等

について、改めて御協力と関係機関等への周知を願いたいこと。

自動車事故対策機構

平成２４年度運行管理者一般講習の実施

平成２４年度の運行管理者等一般研修が、自動車事故対策機構の一般講習により実施されますので、別添申込書に記入のうえ、自動車事故対策機構長野支所へ直接お申込み下さい。（別添　運行管理者等一般講習の開催のご案内）

本年度の講習対象者は下記のとおりとなっておりますので、選任義務のある事業所の選任された運行管理者のうち、該当者は全員受講しなければならないことになっていますのでご注意下さい。

また、運行管理者の補助者の受講希望者も受講できます。

なお、会員事業所でお申込みされた受講者の受講料は、すべて協会で負担されます。

◎　平成２４年度の受講対象者

1．　運行管理者の選任の届出がされている方で、平成２３年度の一般講習を受講していない方。

2．　平成２４年度中に初めて運行管理者として選任され、運輸支局長に届出された方。

3．　別途、運輸支局長から通知を受けた方。（違反等による事業所関係）

※申込み期限にご注意下さい。

●●●●● 協会からのお知らせ ●●●●●

運行管理者試験受験者事前講習

８月２６日に行われる運行管理者試験を受験される会員従業員を対象に下記のとおり事前講習を実施しますので、希望者は受講日の１０日前までに申込書に必要事項を記入のうえ申し込み（ＦＡＸ）下さい。　担当：塚田

１．講習日及び会場

講習日	講習時間	会場	受付
８月２１日（火）	９：００～１７：００	中信地区研修会館 （松本市笹賀７５７０－２）	８：３０～
８月２２日（水）	９：００～１７：００	長野県トラック会館 （長野市南長池７１０－３）	８：３０～

２．申込先　（社）長野県トラック協会
ＴＥＬ　０２６－２５４－５１５１
ＦＡＸ　０２６－２５４－５１５５

３．費　用　（社）長野県トラック協会で負担します。

４．参加資格　協会会員事業者の県内従業員で、平成２４年８月２６日（第１回）の運行管理者試験受験申込者

※　・中信地区会場は駐車スペースが少ないので、複数出席事業者の方は相乗りでお願いします。なお、駐車場は会場入口道路反対側です。
・昼食は各自でお願いします。

運行管理者試験受験者事前講習申込書

（社）長野県トラック協会　　担当：塚田　行
（FAX ０２６－２５４－５１５５）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＴＥＬ　　－　　－＿＿＿＿

講習日	会場	受講者名
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		
月　日		

「平成２４年下期交通事故防止緊急特別対策」の実施

全ト協から、本年５月までの事業用トラックによる死亡事故件数が、昨年同時期に比べ１７件上回っており、年間死亡事故件数が再び増加しかねないなど、極めて厳しい状況にあるため、第９９回交通対策委員会において「平成２４年下期交通事故防止緊急特別対策」が決定された旨通知がありましたので、事故防止に向けて積極的な取り組みをお願いします。

全ト協発第１８７号(環)
平成２４年７月６日

各都道府県トラック協会
会　長　　殿

公益社団法人　全日本トラック協会
会　長　　星　野　良　一

「平成24年下期交通事故防止緊急特別対策」の実施について

平素は種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業用トラックによる交通事故は、過去１０年余りの間で大幅に減少しており、特に死亡事故については半減する傾向にあります。しかしながら、本年につきましては、５月までの死亡事故件数が昨年の同時期に比べて既に１７件上回っており、現状のまま推移しますと、年間死亡事故件数が再び増加しかねないなど、極めて厳しい状況にあります。

また、最近の高速ツアーバスによる事故や、多くの歩行者を巻き込む凄惨な事故が相次ぐなかで、国や各分野においても、交通事故防止対策の徹底に向けた論議や取り組みが進められているところです。

このような現状を踏まえ、トラック運送業界としてもさらなる事故防止の徹底を図る必要があるとの認識のもとで、去る７月２日に開催された第99回交通対策委員会においては、別添１のとおり「平成２４年下期交通事故防止緊急特別対策」が決定されました。

つきましては、各都道府県トラック協会においては、本特別対策の実施につきまして趣意ご理解の上、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

別添１

平成２４年７月６日
公益社団法人全日本トラック協会

平成２４年下期交通事故防止緊急特別対策

１．趣　旨

事業用トラックの事故は、過去１０年余りで大幅な減少傾向にあるが、今年はトラックが第一当事者となる死亡事故件数が昨年を大きく上回る状況にある。

また、高速ツアーバスによる悲惨な事故が社会的な問題となるなかで、大型トラックによる重大事故も相次ぎ、あらためて業界をあげた事故防止対策の徹底が求められている。

このような状況を踏まえ、平成２４年下期における交通事故防止のための緊急特別対策として、事業用トラックの約半数を占める追突事故防止をはじめとした各種取り組みを推進する。

２．重点対策

（１）追突事故の防止
（２）トレーラ事故の防止
（３）交差点の事故防止

３．取り組み内容

（１）『トラック追突事故防止マニュアル』を活用したセミナーの開催
（２）運輸安全マネジメントに関するセミナーの受講促進
（３）ドラレコ動画を活用した「ＷＥＢ版ヒヤリハット集」の制作と提供
（４）ドラレコ、デジタコ等安全対策機器の普及促進
（５）衝突被害軽減ブレーキ等ＡＳＶ装置の導入促進
（６）秋の全国交通安全運動の積極参加
（７）正しい運転・明るい輸送運動の積極推進

４．周知方策

（１）機関紙『広報とらっく』を活用した情報提供とＰＲ
（２）全ト協および地方ト協のホームページを活用したＰＲ
（３）ＴＢＳラジオ系列「ドライバーズリクエスト」のＣＭを活用したＰＲ
（４）地方ト協機関紙を活用したＰＲ
（５）業界紙への啓発広告掲載
（６）メールマガジン（国交省・安全政策課発行）の購読促進
（７）その他

別添２

平成２４年７月６日
公益社団法人全日本トラック協会

平成２４年下期交通事故防止緊急特別対策実施要領

１．『トラック追突事故防止マニュアル』を活用したセミナーの開催

東京海上日動リスクコンサルティング(株)の協力を得て、セミナー講師を派遣させていただきますので、各都道府県トラック協会（またはブロック協会）が主催者となって、経営者および安全管理責任者等を対象としたセミナーを開催してください。セミナーの概要は別紙のとおりです。

セミナーの講師派遣を希望する協会は、７月２０日（金）までに、ＦＡＸで全ト協交通・環境部までお申し込みください。

＜申込先＞
公益社団法人全日本トラック協会　交通・環境部
ＴＥＬ：０３－５３２３－７２４３
ＦＡＸ：０３－５３２３－７２３０

＜セミナーの内容・進め方に関する問い合わせ先＞
東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
自動車リスク事業部自動車グループ　阿部、大谷
ＴＥＬ：０３－５２８８－６５８６
東京海上日動火災保険株式会社　営業部法人開拓グループ　鈴木
ＴＥＬ：０３－３２８５－１７４０

２．運輸安全マネジメントに関するセミナーの受講促進

国土交通省が、安全管理責任者等を対象とした『運輸安全マネジメントセミナー』を無償で開催しており、国交省のホームページに開催情報が掲載されますので、機関紙（誌）およびホームページ等で傘下会員に周知し、受講を促してください。

３．国土交通省メールマガジンの購読促進

国土交通省が、事業者における事故情報の入手と事故防止の取り組みに活用してもらうことを目的に、事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、メールマガジンを配信しています。メールマガジンは無料ですが、受信するには下記ＵＲＬにて配信登録が必要になりますので、機関紙（誌）での周知やホームページにリンクを張るなどし、傘下会員に購読を促してください。

＜国交省メールマガジン配信登録用ＵＲＬ＞
http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html

4．ドラレコ動画を活用した「ＷＥＢ版ヒヤリハット集」の制作と提供

ドラレコは、車両に装着するだけでなく、ドライバーの運転方法および危険予知能力が改善することによって初めて事故防止の効果を発揮します。そのためには、ドラレコで実際に撮影された映像をもとに、ヒヤリハットの危険予知訓練（ＫＹＴ）を行うことが重要になります。

そこで、全ト協が全国の事業者からトラックのヒヤリハット映像を募集し、事業者間で共有することで、ドライバー教育に広く活用してもらえるよう、ＷＥＢ上で公開することにより、事故防止につなげます。

７月中旬より、全ト協ホームページで事業者からドラレコ動画の募集を開始しますので、機関紙（誌）、ホームページ等で傘下会員へ動画投稿の協力を要請してください。

なお、ＷＥＢ版ヒヤリハット集は１０月頃公開の予定です。

5．平成２４年下期交通事故防止緊急特別対策のＰＲについて

キャンペーンチラシ（別添３　案）を機関紙（誌）に同封、およびホームページに掲載するなどし、傘下会員に周知してください。また、ラジオ等の広告媒体も活用し、積極的なＰＲをお願いします。

なお、チラシの版下が必要な場合は、別途ご請求ください。（各協会名称の付加等も可）

6．その他　－　マニュアル類の活用について

全ト協のホームページには、次ページ以降に示すとおり、安全対策のマニュアル類を対策ごとに各種用意しております。なお、『交差点の事故防止』に関するマニュアルは現在制作中です。

これらのマニュアル類は、全ト協ホームページからダウンロード可能ですので、機関紙（誌）での周知やホームページにリンクを張る等、傘下会員事業者における積極的な活用を促してください。

これらのマニュアルは、下記ＵＲＬからダウンロード可能です。
http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/kotsuanzen_ichiran.html

全ト協ホームページに「平成２４年下期交通事故防止緊急特別対策」のバナーを設置しておりますので、貴協会ホームページへのリンクをお願いします。

安全運転講習会の実施

運転者等の安全意識を高め交通事故の未然防止を図るため、長野県トラック協会、長野県トラック交通共済協同組合、陸災防長野県支部との共催により「安全運転講習会」を下記により開催しますので多数の受講をお願いいたします。

なお、この講習会は公安委員会の特定任意講習を兼ねて行います。　　担当：傘木

講 習 開 催 要 領

1．日時・場所

別紙のとおり

2．講習内容

事故防止と安全運転について　（交通安全協会講師他）

3．受講対象者

運転者他

4．受講申込

別紙により開催１０日前までに事務局までＦＡＸ願います。

０２６－２５４－５１６６　又は　０２６－２５４－５１５５

5．特定任意講習

６ケ月以内に運転免許が更新される方はこの講習を受講することにより更新時講習が免除されます。受講料は 1,500 円必要。

6．その他

旅費を支給しますので「印鑑」を持参願います。

平成２４年度 安全運転講習会日程

地区名	開催月日	開催場所
北　信	平成２４年１０月２０日（土） ９：３０～１２：００	長野県トラック会館
上　小	平成２４年１２月１日（土） ９：３０～１２：００	上小トラック研修会館
佐　久	平成２４年１１月１０日（土） ９：３０～１２：００	佐久地区トラック研修会館
中　信	平成２４年１０月１３日（土） ９：３０～１２：００	中信地区研修会館
諏　訪	平成２４年１０月２７日（土） ９：３０～１２：００	諏訪トラック研修会館
上伊那	平成２４年１１月１７日（土） ９：３０～１２：００	伊那市西箕輪２４１５－６ 伊那技術形成センター ０２６５－７６－５６６１
下伊那	平成２４年８月２５日（土） 平成２５年３月　９日（土） ９：３０～１２：００	下伊那トラック研修会館

ＦＡＸ　026-254-5166

安全運転講習会受講申込書

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	氏　　名	受　講　会　場	特定任意講習受講 希望者　○印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※特定任意講習受講希望者は、○印を記入してください。

申込書は、開催日の１０日前までにＦＡＸでお知らせください。

ドライブレコーダー機器の助成及び配付方法について

平成24年度の交通安全対策事業として、昨年に引き続きドライブレコーダー機器を無償配付しますので、配付手順に従ってお受け取りください。　担当：篠田

ドライブレコーダー機器配付要綱
（平成２４年度）

社団法人長野県トラック協会

(目的)

第１条　社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(以下「ドライブレコーダー」という。)の普及を図るため、ドライブレコーダー機器を会員事業者(以下「会員」という。)に配付し、交通事故防止の強化を図ることを目的とする。

(対象装置)

第２条　配付の対象とする機器は、下記装置とする。

販売元　㈱ワーテックス
型　式　ＸＬＤＲ-５０１Ｓ

(助成対象者)

第３条　助成対象者は会員とし、平成２４年４月1日以降に退会又は、配付前月に協会費の滞納期間が３ヶ月以上ある会員には配付しない。

(助成個数)

第４条　会員が県ト協に届出している平成２４年４月１日現在の車両台数の２分の１とする。

２　平成２２年度以前にドライブレコーダーの導入助成を受けた個数及び平成２３年度の配付個数を減算する。

３　平成２４年４月１日以降に加入した会員については、平成２４年４月１日現在の車両台数分を配付する。

(時期及び方法)

第５条　平成２４年８月中旬に「ドライブレコーダー機器引換券」ハガキを事業者に郵送するので、平成２４年８月３１日(金)までに、所定の引き換え場所で受領すること。

(財産の処分制限)

第６条　会員は、機器を配付した日から起算して１年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

(配付機器の交換)

第７条　配付した機器を、取扱説明書に従って正常な使用状態で万一故障した場合は、配付の日から満２ヶ年間は無償交換するので、県ト協に申し出ること。

(取付料について)

第８条　本機器の装着に係る取付料等の費用は、会員負担とする。

(その他)

第９条　本機器に加えて、ＧＰＳ装置の装着を希望する会員については、別紙により斡旋(有償)をするので期日までに申込みすること。

ドライブレコーダー機器配付手順

1.　配付個数

協会届出車両台数(H24.4.1現在)とし、平成22年度以前の助成台数及び平成23年度の配付個数を減算する。但し、平成24年4月1日以降の加入者については、平成24年4月1日現在の車両台数を配付する。

2. 配付対象者

平成24年4月1日以降の退会者及び配付前月3か月以上の会費滞納者を除く会員

3. 配付期間

平成24年8月20日から平成24年8月31日

4. 配付方法

(1) 会員事業者には、「ドライブレコーダー機器引換券」(ハガキ)を郵送するので、地区事務局はハガキを確認のうえ、ドライブレコーダー機器と引き換えする。

例

ドライブレコーダー機器引換券

㈳長野県トラック協会では、平成23年度の交通安全確保対策事業の一環として、ドライブレコーダー機器を無償で配付することに致しましたので、この「ハガキ」をご持参のうえ、指定の地区事務局でお受取りください。

記

1.　配付個数

個

2.　引換事務局(指定以外の地区事務局では、お受け取りできません)

上小トラック協会(☎0268-27-1316)

3.　引換期間　　**平成24年8月20日～31日**

4.　引換時間　　AM10：00～PM4：00

5.　運行管理者向け講習会の開催について

(できるだけ講習会に参加いただき、ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰ機器をお持ち帰りください)

日時　平成24年8月24日(金)AM10:00～

場所　上小トラック研修会館

長野市南長池710-3

社団法人　長野県トラック協会

(協会印なきものは無効です)

※なお、本機器の包装後の寸法は、1台当たり幅18.4×奥行16.7×高さ8.2cmですので、持ち帰りに支障ないよう収納容器等ご準備のうえおいでください。

ハガキ記載例

運行管理者向け「ドライブレコーダー機器の有効活用について」講習会の開催について

より強固な交通安全対策を講ずるために、運行管理者向けに「ドライブレコーダー機器の有効活用について」の講習会を、下記により開催いたしますので、希望者はご参加ください。

記

1．開催日程

開　催　日	会　　場	開催時間
平成24年8月21日(火)	長野県トラック会館3階研修ホール	午前10時から
平成24年8月23日(木)	中信地区研修会館	午前10時から
	諏訪トラック研修会館	午後1時30分から
平成24年8月24日(金)	上小トラック研修会館	午前10時から
	佐久地区トラック研修会館	午後2時30分から
平成24年8月29日(水)	下伊那トラック研修会館	午前10時から
	上伊那貨物自動車㈱会議室	午後1時30分から

2．講習会内容（概ね1時間程度を予定しております）

(1)ＳＤカード再生の仕方
(2)運用の仕方＝録画されたデータの活用
(3)ＧＰＳ導入のメリット
　①ＥＭＳ分析結果の見方
　②ＥＭＳエクセルデータの活用
(4)アフターサービスについて
(5)質疑応答

3．その他

指定の地区事務局管内の会員の方で、「ドライブレコーダー機器引換券」(ハガキ)を持参いただきますと、講習会終了後にドライブレコーダー機器をお渡しできます。

ドライブレコーダー機器に装着するＧＰＳ装置の購入希望について

今回配付するドライブレコーダーにＧＰＳ装置の装着を希望する場合は、下記により取扱いますので、「ＧＰＳ装置購入申込書」にて申し込み下さい。　担当：篠田

ＧＰＳ装置購入申込書

平成　　年　　月　　日

社団法人　長野県トラック協会　御中

ＦＡＸ　026-254-5155　　申込者　郵便番号（　　－　　）

住　　所

事業者名　　㊞

代 表 者

申込担当者名 .....

☎　　－　　－

当社は、ＧＰＳ装置を下記のとおり購入したく申し込みます。また、購入代金(送料を含む)は、販売代理店である日通商事㈱の指定口座に振り込みます。

記

1. 購入機器

販売元　㈱ワーテックス

商品名　ＸＬＤＲ-５０１Ｂ専用　ＧＰＳホルダー

単　価　＠４，５１５円(消費税込み)

2. 送料

注文個数	送料(消費税込)
1～4個以下	525円
5個以上	無料

3. 注文金額合計

GPS機器①	金額(①×4,515)②	送料③	合計②+③
台	円	円	円

4. 申込締切り日

平成24年11月30日

5. その他

ＧＰＳ装置は、原則として購入申込書到着後5営業日以内に発送します。

商品代金は、ＧＰＳ装置到着後1週間以内に振込願います。

ドライブレコーダー用ＳＤカードの追加購入希望について

今般、無償配付したドライブレコーダー用のＳＤカードについて、追加購入希望のある会員におかれましては、下記申込書により注文願います。　　担当：篠田

ドライブレコーダー用ＳＤカード購入申込書

平成　　年　　月　　日

日通商事㈱長野支店（担当：物流機器課　湯田）御中

ＦＡＸ　026-228-5062

申 込 者　　郵便番号(　　-　　)
住　　所
事業者名　　㊞
代 表 者
申込担当者名 .....
☎　　-　　-

当社は、ドライブレコーダー用ＳＤカードを下記のとおり購入したく申し込みます。また、購入代金(送料を含む)は、販売代理店である日通商事㈱の指定口座に振り込みます。

記

1. 推奨ＳＤカード

種類	1枚当たり単価(税込)
ＳＤカード(４ＧＢ)	1,680円
ＳＤカード(８ＧＢ)	3,150円
ＳＤカード(１６ＧＢ)	6,090円

2. 送料

注文金額	送料(消費税込)
40,000円未満	525円
40,000円以上	無料

3. 注文金額合計

カード種類①	枚数②	金額③(①×②)	送料④	合計③+④
４ＧＢ(1,680円)				
８ＧＢ(3,150円)				
１６ＧＢ(6,090円)				
合計				

＊8ＧＢ及び16ＧＢの場合は、若干納期に時間がかかる場合がございます。

EMS用機器の対象機種の追加について

標記事業に係る対象機種について、全ト協から下記のとおり新規追加の通知がありましたので、ご連絡いたします。　担当：篠田

記

1．新規追加対象機種

機器メーカー名	機器名称	型式
㈱システック	Earth　Drive	ＥＤＵＴ-1000

長野県県有林オフセット・クレジット契約締結

㈳長野県トラック協会は、長野県との間で平成２４年７月５日「長野県県有林オフセット・クレジット(Ｊ－ＶＥＲ)」契約に調印しました。

この制度は、温室効果ガスの排出削減・吸収量を販売可能なクレジットとして認証する環境省の制度で、南佐久郡小海町にある県有林で実施された森林整備(間伐)により、木が吸収する二酸化炭素の量が増加したとして、吸収量の増加分を企業や団体にCO_2排出枠として長野県が販売したものであります。

当協会は、最重要事業方針の一つとして「環境対策」について、様々な施策を講じておりますが、今回の「長野県県有林オフセット・クレジット(Ｊ－ＶＥＲ)」契約も、CO_2の削減に寄与・貢献するものとして位置づけております。

長野県県有林オフセット・クレジット（J－VER）プロジェクト協力団体

認証書

社団法人長野県トラック協会　様

40t－CO_2

長野県県有林オフセット・クレジット（J－VER）プロジェクトを通じ、長野県の森林づくりに協力している団体であることを認証します。

平成24年7月5日

長野県知事　阿部守一

第１８回長野県トラックドライバー・コンテスト結果

交通事故の防止と環境負荷の低減に努めるとともに、ドライバーに誇りと社会的責務を自覚してもらうことを目的とした第１８回長野県トラックドライバー・コンテストが７月１日（日）ドリームモータースクール昭和において、各地区から選抜された３２名の選手の参加を得て盛大に開催されました。

◎部門別入賞選手（会長賞）

１１トン部門
- １位　小湊公保　（信州西部陸送(株)）
- ２位　宮下秀勝　（上伊那貨物自動車㈱　駒ヶ根営業所）
- ３位　下平貴司　（東海西濃運輸(株)　伊那支店）

４トン部門
- １位　熊谷貴彦　（日本通運(株)　松本支店）
- ２位　清水光也　（東海西濃運輸(株)　伊那支店）
- ３位　宮下健太郎　（(株)一城　南部営業所）

トレーラ部門
- １位　大久保宏　（川西陸送(株)　本社営業所）
- ２位　成沢哲也　（アート梱包運輸(株)　本社営業所）
- ３位　比田井寿彦　（塩田運輸(有)　本社営業所）

部門別優勝者
左から、熊谷、小湊、大久保の各選手

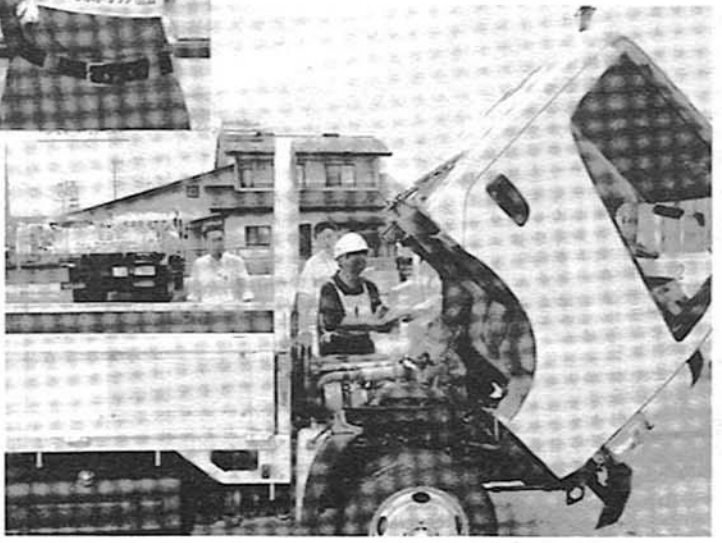

点検整備

※筆記試験問題は次頁に、解答は最後の頁にあります。

第18回　長野県トラックドライバーコンテスト

筆　記　試　験

Ⅰ　交通法規（４０問）

※　解答は、正しいと判断したときは正に○を、誤りと判断したときは誤に○を記入して下さい。

1　バス停とその前後３０メートル以内の場所では追い越しが禁止されている。

2　特定中型貨物自動車とは、車両総重量８，０００kg 以上１１，０００kg 未満または最大積載量５，０００kg 以上６，５００kg 未満の中型貨物自動車をいう。

3　交差点の中で、後方から緊急自動車が接近してきたことを知ったときは、ただちに道路の左側に停止しなければならない。

4　急なこう配の坂道では、上り下りにかかわらず徐行しなければならない。

5　本標識は４種類に区分され、規制標識・指示標識・警戒標識・案内標識がある。

6　横断歩道に横断する人がいることが明らかなときでも、横断歩行者の妨害にならない場合には、速度を落として進むことができる。

7　警戒標識は、道路上の危険や注意すべき状況などを前もって道路利用者に知らせて注意を促すものである。

8　同一方向に二つの車線がある道路では、その時速度の速い車が右側、遅い車が左側の車線を通行しなければならない。

9　道路の中央線が白の実線であったが、追越しをするため中央線をはみ出して通行した。

10　横断歩道のない交差点で歩行者が横断しているときは、その通行を妨げてはならない。

11　警察官が灯火を頭上に上げているときは、警察官の体に対して後方の交通は、信号機の信号の赤色と同じ意味である。

12　前の車が自動車を追い越そうとしているときであっても、前方の安全さえ確認できれば、更にこれらの車を追い越すことができる。

13　中央線は道路の中央に引かれているとは限らない。

14　信号機のある踏切で、青信号だったので一時停止をせず安全確認をして通過した。

15　信号機の故障した交差点で警察官が手信号をしているときの停止位置は、警察官の１メートル手前でよい。

16　大型貨物自動車に積む荷物の幅は、その車の幅の１０分の１を加えた幅まで積むことができる。

17　高速自動車国道での法定速度は、大型乗用自動車は１００ｋm/h、大型貨物自動車は８０ｋm/hである。

18　貨物自動車運送で、集配業務のため車両から離れ直ちに運転することができない状態となった場合は、時間の長短にかかわらず放置車両として駐車監視員により確認され違法駐車対象となる。

19　大型貨物自動車で、高速自動車国道の登坂車線を最低速度（５０ｋm/h）に達しない速度で走行した。

20　貨物自動車で荷物を積載する場合、荷物の見張りのための必要な最小限度の人員を荷台に乗車させる時は出発地警察署長の許可なく乗車させることができる。

２１　車は、交通整理の行われていない道幅が同じような道路の交差点では右方から進行してくる車の進行を妨げてはいけない。

２２　路線バス等優先通行帯を走行中、通学・通園バスが後方から近づいて来たが路線バスではなかったのでそのまま進行した。

２３　体の不自由な歩行者の側方を通過する時は安全な間隔を開けるか徐行しなければならない。

２４　速度制限のない一般道路における大型貨物自動車の最高速度は、６０キロメートル毎時である。

２５　高齢運転者標識や初心運転者標識をつけている車に対し幅寄せや追い越しをしてはならない。

２６　踏切とその端から前後 10 メートル以内の場所は、駐車は禁止されているが、集配業務のための停車は禁止されていない。

２７　普通免許で車両総重量５，０００kg 未満、最大積載量３，０００kg 未満の貨物自動車を運転することができる。

２８　昼間、トンネルを通行する場合で５０メートル先が明瞭に見えないときは、前照灯をつけなければならない。

２９　前方の自転車がふらついていたので警音器を鳴らして注意をうながし、そのまま通過した。

３０　交差点を右折するときの合図の時期（場所）は、右折しようとする３秒前に行う。

３１　道路の曲がり角から５メートル以内の場所は、５分以内の荷物の積みおろしであれば停車することができる。

３２　交差点で右左折する時には必ず徐行しなければならない。

３３　車両通行帯がないトンネル内で、原動機付自転車を追越した。

３４　高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいう。

３５　赤の点滅信号に対面する車は、他の交通に注意して通行しなければならない。

３６　高速道路内ではいかなる場合であっても駐車や停車をしてはならない。

３７　下記の図１の標識は聴覚障がい者標識である。

３８　下記の図２の標識は最大積載量が３トン以上の貨物自動車と大型特殊自動車に対しての標識である。

３９　下記の図３の標識に対面したすべての中型貨物自動車は通行することができない。

４０　下記の図４の標識はＡが一方通行を示し、Ｂが左折可を示している。

図１　　図２　　図３　　図４

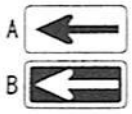

第18回長野県トラックドライバーコンテスト

筆記試験

Ⅱ 構造機能【20問】

解答用紙に、正しいと判断したときは正に○を、誤っているときは誤に○をして下さい。

1　大型貨物自動車等に備えられている速度抑制装置は時速１００キロメートルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、速度の制御を円滑にできるものでなければならない。

2　貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7トン以上のものの後面には、大型後部反射器を備えなければならない。

3　前照灯の灯火の色は、左右異なっていてもよい。

4　バッテリの電解液が不足していたので濃硫酸を補充した。

5　ジーゼル・エンジン車は、軽油の他Ａ重油も使用できる。

6　事業用貨物自動車の定期点検は、３ヶ月毎に行わなければならない。

7　自動車は、自動車検査証を備え付ける又は、検査標章（車検ステッカー）を表示するのいずれかであれば運行することができる。

8　事業用貨物自動車の車体の外側には、使用者の氏名、名称又は記号などを見やすいように表示しなければならない。

9　事業用自動車の日常点検では、タイヤの空気圧は点検する必要はない。

10　対向車に自分の存在をわかりやすくするために、車幅灯を赤色にした。

11　水のたまっている路面を高速走行した場合、水上を滑走する場合があり、これをハイドロ・プレーニング現象という。

12　普通貨物自動車の前面ガラスの下部に置いてある、いわゆる「装飾板」は固定されていなければ道路運送車両の保安基準に適合するものである。

13　大型トラクタの後面には、両側に正立正三角形の後部反射器をそなえなければならない。

14　後退灯の灯光の色は、白色でなければならない。

15　道路工事に使用する貨物自動車は、黄色回転灯を備えなければならない。

16　事業用自動車の日常点検は、１日１回、その運行の開始前において実施しなければならない。

17　自動車前面ガラス下部に置いてある、いわゆる「装飾板」は透明であればよい。

18　自動車に備える非常信号用具は高速道路を走行する場合のみ備え付けが義務づけられている。

19　後続車に自分の存在をわかり易くするために、尾灯及び制動灯を青色とした。

20　フェード現象とは、フット・ブレーキの使い過ぎから、ブレーキ・ライニング等が過熱しブレーキの効きが悪くなる現象を言う。

第18回 長野県トラックドライバーコンテスト

筆記試験

Ⅲ 運転常識（30問）

※ 解答は、正しいと判断したときは正に○を、誤りと判断したときは誤に○を記入して下さい。

1 交通事故をおこした時は、最初に警察官に報告しその指示をうけなければならない。
2 自動車損害賠償責任保険（強制保険）の支払い限度額は死亡による損害でも3，000万円と規定されている。
3 大型自動車のタイヤの摩耗はウェアインジケーター（スリップサイン）により行い、残り溝が5ミリ以下になるとスリップサインが現れる。
4 地震など災害の際に避難するときは、津波から避難するためやむを得ない場合を除き車を使用しないようにする。
5 片側が転落するおそれがあるがけになっている道路で、安全に行き違うことができないときは、がけ側の車が一時停止して進路をゆずらなくてはならない。
6 大地震が発生して避難するときは、エンジンを止め、エンジンキーを抜き、窓を閉めてドアをロックする。
7 濃霧のときは、ガードレールやセンターライン、前車の尾灯などを目安にして前照灯は上向きにして走行するのがよい。
8 交通事故の責任は、車の管理が不十分なため、鍵を勝手に持ち出されて事故が起きたときは、車の所有者にも責任がある。
9 日常点検の結果に基づく運行可否の決定は、運行管理者によって行わなければならない。
10 自動車の前面ガラスに貼られた検査標章の数字は、次の検査の時期（年月）を示している。
11 水でおおわれた路面を高速で走行すると、タイヤと路面の間に水の膜ができ水の上を水上スキーのように滑走することがあり、この現象をスタンディングウェーブ現象という。
12 交通事故が起こっても、自分に責任がない場合や、軽微な物損事故の際には、警察に届け出ずに保険会社にその処理を依頼する。
13 自動車が物に衝突する時その速度を2分の1に落とせば、衝突時に受ける衝撃力は2分の1となる。
14 停止距離とは、車のブレーキがきき始めてから、車が停止するまでの距離をいう。
15 人間の視野は両目で160度ほどで色彩を認識できるのは90度位である。
16 自動車は自動車検査証を備えるか、または検査標章を表示しなければ運行してはならない。
17 夜間において車間距離が同じであっても、尾灯の位置が高い大型自動車は遠く、尾灯の位置が低い普通自動車は近くに感じられる傾向があるため、大型自動車は後続車に追突されるリスクが高い。
18 事業用貨物自動車の運転者は、運行終了後に車両の日常点検を実施しなければならない。
19 事業用貨物自動車の運転者の連続運転時間は4時間を超えてはならない。
20 積荷の重心は低くするよりも高くしたほうが走行安定性に優れ、荷崩れや横転を防止する効果が大きい。
21 自動車の室内灯はバス以外は走行中につけないほうがよい。
22 勤務終了後の休息時間は、継続して8時間以上でなければならない。
23 平成21年6月1日から酒気帯び運転の違反点数が、呼気中濃度0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満が13点、0.25mg/ℓ以上が25点に引き上げられ、酒酔い運転にいたっては35点の違反点数となっている。
24 6時30分にA営業所を出発し、175km離れたB営業所に向かう途中で30分の休憩を一回とり、平均時速50kmで（走行中）で運行した時のB営業所への到着時刻は10時30分である。
25 乗務記録には、事業用自動車の運行が著しく遅延した場合は、その概要及び原因を記録しなければならない。
26 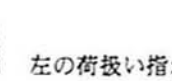

左の荷扱い指示マークは、積み重ねできる総段数を示す。
27 事業用貨物自動車の1ケ月の拘束時間は300時間とし、1日の拘束時間は13時間を超えないものとする。
28 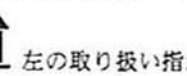
左の取り扱い指示マークは、その貨物の吊り位置を示している。
29 運転者が早朝の乗務に従事する場合の乗務開始前の点呼は、その前日に受けておくことができる。
30 「エコドライブ」は、環境保全のためだけではなく、交通事故の防止や運行経費の削減、さらには資源の削減などの効果をもたらす。